

変更契約書

法律雑誌等検索システムの利用に関し、発注者最高裁判所（以下、「発注者」という。）と受注者株式会社エル・アイ・シー（以下、「受注者」という。）との間で令和2年4月1日に締結した契約書（以下「原契約書」という。）について、下記のとおり変更する。なお、その他の条項については、原契約書のとおりとする。

記

- 1 原契約書の別添仕様書を別添のとおり変更する。
- 2 1の変更は、令和4年4月1日から有効とする。

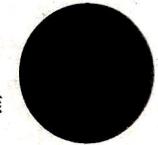
この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

令和4年 2月21日

発注者 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 氏本厚司



受注者 東京都港区南青山 [REDACTED] 地18号
株式会社エル
代表取締役 讀井泰雄



仕様書

第1 調達件名

法律雑誌等検索システムの利用

第2 目的

本件調達は、全国の裁判所等において、法律雑誌等の電子データの検索、閲覧等を迅速かつ効率的に行うことを可能とする法律雑誌等検索システム（以下「本システム」という。）を導入することにより、裁判事務の処理に資することを目的とする。

第3 本システム導入の詳細

1 利用端末等

- (1) 最高裁判所並びに全国の高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所において、司法情報通信システム（以下「J・NET」という。）に接続して利用する端末（以下、「職員貸与端末」という。）
- (2) 裁判所への届出または裁判所の許可により、自宅等裁判所外からインターネットに接続して利用する裁判所支給外端末（以下、「私物端末」という。）

2 動作環境

- (1) 「J・NET」環境上で、職員貸与端末から本システムに接続し、利用可能であること。

なお、受注者は次のとおり本システムサーバ及び同サーバの運用に必要な機器（以下「本サーバ等」と総称する。）を設置し、本サーバ等と職員貸与端末との間で [] が可能となるようネットワーク回線を敷設する。

ア 本サーバ等の設置場所

本サーバ等を設置するデータセンタについて、平成30年7月25日付け「政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン（平成30年度版）（※令和3年7月7日付け改定同ガイドライン（令和3年度版））」（内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター）の定める「クラス3」の区域が講ずるべき物理的な対策及び入退管理対策を講ずること。

また、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定する審査機関が認証する情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度（JISQ 27001）又はISO/IEC 27001の認証を受けているか、又はそれらと同等の情報セキュリティ管理体系を確立している [] にサーバ等を設置していることを、最高裁判所（以下、「発注者」という。）に対し、書面をもって疎明できること。

イ 本サーバ等の仕様

(ア) 本サーバ等は、裁判所専用のサーバ（物理的な専用サーバのほか、裁判所以外のユーザが利用できる領域と論理的に分離されているクラウドサーバも含む。）とし、本サーバ等は、職員貸与端末以外からはアクセスできない設定とすること。ただし、運用保守及びセキュリティの確保のために必要不可欠な外部インターネット接続については、プロキシサーバによるホワイトリスト方式による制限又はそれと同等の方式による制限を介して接続する場合に限り、接続可能とする。

受注者の提供データ更新用の端末（以下「更新用端末」という。）を利用する場合には、保守・更新のための専用端末を用意し、本サーバ等と更新用端末を専用回線（または、これに準ずる回線方式で発注者が指定するものを含む。）で接続することとし、更新用端末が同専用回線以外のネットワークと接続されていないこと。ただし、運用保守（提供データ更新を含む。）及びセキュリティ確保のために必要不可欠な更新用端末とインターネット回線との接続については、その接続時に更新用端末と上記専用回線との接続を遮断した場合に限り、接続可能とする。この場合、更新用端末とインターネット回線との接続を遮断し、更新用端末において当該提供データ等のウイルスチェックを行った上で更新用端末と上記専用回線を接続すること。

- (イ) 本サーバ等へのアクセスログを一定期間保存し、インシデント発生時等に分析できるようにすること。
- (ウ) ファイアウォールによる適切な不正アクセス対策を講じること。
- (エ) 本サーバ等のサーバOS、ソフトウェア及びネットワーク機器について、必要な情報収集やパッチを適用するなど適切な脆弱性対策を講じること。
なお、脆弱性を解消することで本システムに影響が出る場合には、事前に発注者と協議すること。
- (オ) 本サーバ等（更新用端末を含む。）のウイルスチェックは、相応のウイルス対策ソフトにより常時監視するとともに、緊急更新を除いて、
■全データについてウイルスチェック（フルスキャン）を実施すること。

なお、ウイルス対策ソフト及び同ライセンスについては、受注者の負担で用意すること。

ウ ネットワーク回線の敷設

アのデータセンタ内に設置した本サーバ等を、次のとおり、裁判所の利用するKDDI 株式会社が提供する広域イーサネットサービスである Wide Area Virtual Switch（以下「広域イーサ網」という。）に接続する。

- (ア) 広域イーサ網とのアクセス回線帯域幅については、双方協議の上、決定するものとし、また、必要に応じて、双方協議の上、変更することができる。
- (イ) 広域イーサ網の提供業者が変更となった場合には、受注者においても適宜対応すること。
- (ウ) 本サーバ等と広域イーサ網との接続に必要な通信機器については、次の参考品と同等以上の性能を有する機器を使用すること。

（参考品）Cisco Catalyst2960C-8TC-L

Cisco ISR4221

エ 本サーバ等のネットワーク設定等

- (ア) ■のみ動作可能
- (イ) DNS サーバへの自動登録機能なし
- (ウ) Web サーバソフトウェアの設定を Web サービスのみとするか、あるいは Web サービスのみを提供する Web サーバソフトウェアを使用

オ 本サーバ等への職員貸与端末の接続方法

J・NETに接続し、[REDACTED]を利用して接続すること。

- (2) インターネット環境上で、私物端末から本システムに接続し、利用可能であること。

なお、受注者は次のとおり複製サーバ及び同サーバの運用に必要な機器(以下「本複製サーバ等」と総称する。)を設置し、本複製サーバ等と私物端末との間で[REDACTED]

[REDACTED]が可能となるようネットワーク回線を敷設する。

ア 本複製サーバ等の設置場所

(1)のアに準拠する。

イ 本複製サーバ等の仕様

(ア) 本複製サーバ等は、裁判所専用のサーバ(物理的な専用サーバのほか、裁判所以外のユーザが利用できる領域と論理的に分離されているクラウドサーバも含む。)とし、本複製サーバ等は、対象となる利用者以外からはアクセスできないようID及びパスワードによるアクセス許可を行う。ただし、受注者による本複製サーバ等の運用保守及びセキュリティの確保のために必要不可欠な外部インターネット接続については接続可能とする。

受注者の提供データ更新用の端末(以下「更新用端末」という。)を利用する場合には、保守・更新のための専用端末を用意し、本複製サーバ等と更新用端末をインターネット回線で接続する。ただし、運用保守(提供データ更新を含む。)及びセキュリティ確保のために必要不可欠な更新用端末と外部インターネット接続については、その接続時に更新用端末において当該提供データ等のウイルスチェックを行うこと。

(イ) 受注者は発注者に対し、本複製サーバ等にアクセス可能な18,000ID及びパスワードを発行し、発注者はその管理を行う。なお、利用者がパスワードを失念したときは、発注者から受注者に対し書面をもって初期化依頼を行い、受注者は速やかに実行する。

(ウ) 本複製サーバ等へのアクセスログを一定期間保存し、インシデント発生時等に分析できるようにすること。

(エ) ファイアウォールによる適切な不正アクセス対策を講じること。

(オ) 本複製サーバ等のサーバOS、ソフトウェア及びネットワーク機器について、必要な情報収集やパッチを適用するなど適切な脆弱性対策を講じること。

なお、脆弱性を解消することで本システムに影響が出る場合には、事前に発注者と協議すること。

(カ) 本複製サーバ等(更新用端末を含む。)のウイルスチェックは、相応のウイルス対策ソフトにより常時監視するとともに、緊急更新を除いて、1日1回、ウイルス定義ファイルを更新すること。また、週1回、全データについてウイルスチェック(フルスキャン)を実施すること。

なお、ウイルス対策ソフト及び同ライセンスについては、受注者の負担で用意すること。

3 利用端末の仕様

(1) 本サーバ等に接続する職員貸与端末の仕様は次のとおりである。

ア CPU

[REDACTED]

イ メモリ

4GB

ウ OS

[REDACTED]

エ ブラウザ

[REDACTED]

オ プラグイン

[REDACTED]

カ 通信速度

512kbps

なお、職員貸与端末は、令和3年度に順次更新する予定であり、OSを[REDACTED]に、ブラウザを[REDACTED]にすることが予定されている（端末のスペックは未定）。

(2) 本複製サーバ等に接続する私物端末の仕様は次のとおりとする。

ア CPU

[REDACTED]

イ メモリ

4GB 以上

ウ OS

[REDACTED]

エ ブラウザ

[REDACTED]

オ 通信速度

512kbps 以上

4 利用端末数

職員貸与端末は 18,000 端末まで

私物端末は 18,000 端末まで

5 同時アクセス数制限

同時アクセス数は、本サーバへのアクセスと本複製サーバへのアクセスとを併せて 500 端末までとする。

なお、本サーバ及び本複製サーバへの同時アクセス数の割り振りの内訳数の変更について、発注者の申出により、受注者において速やかに変更し、制限数を増加させる必要が生じた場合には、双方協議の上、変更することができる。

6 システムの稼働時間等

本システムは、保守点検等のやむを得ない場合を除き、利用期間中、24時間365日稼働するものとする。

なお、やむを得ず休止する場合は、緊急を要する場合を除き、事前に発注者の了承

を得ること。

7 提供データの更新等

(1) 更新頻度

受注者は、後記第4の機能要件で定める本システムの提供データについて、年2回以上、各更新時点において提供可能となった法律雑誌等の新規刊行分を更新すること。なお、本サーバのデータ更新後は、本複製サーバについても速やかにデータ更新を行うこと。

(2) 更新情報の表示

提供データを更新した場合には、更新日と更新の概要を、利用者が本システムに接続した際、最初に表示される画面上に表示すること。

8 利用者サポート

受注者は、ネットワーク及び利用端末の設定に関する問い合わせを除き、利用者からの本システムの利用に関する問い合わせに対し、電話、メール等の方法により直接対応する。

第4 機能要件

本仕様書別紙に記載の要件をすべて満たすこと。

第5 本システムの利用期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

第6 提出物等

1 提出物

- (1) 月別データ更新内容報告書 1部
- (2) 月別アクセスログデータ（職員貸与端末のアクセスと私物端末のアクセスとに分けて集計したデータを含む。） 1部
- (3) (1)及び(2)のデータを記録した電子媒体（CD-R） 1式

2 提出物の書式等

(1) 使用言語

日本語

(2) 書式等

ア 書面によるものについて

発注者が別途指定する書式とする。

イ 電子媒体によるものについて

電子媒体の記録方式は、

及び

において読み取り可能な形式のものとし、格納する電子データのファイル形式は、次のソフトウェアで読み取り可能な形式とすること。

(ア) [REDACTED] 及び [REDACTED]

(イ) [REDACTED] 及び [REDACTED]

(ウ) [REDACTED] 及び [REDACTED]

(エ) [REDACTED]

(3) その他

提出物の作成に当たっては、図表等を用い、専門用語には解説を加えるなど平易

な記載とすること。

3 提出期限

当該月分を翌月 10 日（裁判所の休日の場合には翌開庁日）までとする。

ただし、令和 7 年 3 月分については、同月末日までに提出すること。

4 提出場所

東京都千代田区隼町 4 番 2 号 最高裁判所

第 7 業務の再委託

1 受注者は、原則として、本作業の全部又は一部を第三者に委託しないこと。ただし、受注者において業務の一部を第三者に委託する必要があると判断した場合は、あらかじめ通知事項（再委託する相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額）を記載した書面により発注者に申請し、承諾を得ること。

2 委託することについて発注者の承諾が得られた場合、受注者は、再委託する相手方に対して本仕様書に記載された事項について受注者と同様の義務を負わせるものとし、再委託する相手方との契約においてその旨を定めること。

この場合、履行確保及び責任については、全て受注者が負うこと。また、受注者において、再委託する相手方の業務状況を全て把握すること。

第 8 知的財産権

1 提出物に関連して発生した著作権は、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条、第 23 条、第 26 条の 3、第 27 条及び第 28 条に定める権利を含め、提出物を発注者に提出したときに発注者に移転する。ただし、著作物の創作に関して使用した受注者が独自に有するプログラムその他の著作物、他のシステム等に再利用可能なモジュール、ルーチン、資料上の表現等については受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は、発注者及び発注者が今後、システム改修及び保守等を行わせる者らに対し、同人らの役務遂行に必要な範囲で、著作権法上の権利（著作権法に基づく複製権、翻案権等の著作物を利用する権利を含む。）に基づく利用を無償で許諾すること。

2 受注者は、発注者の書面による同意がなければ、本作業に関連して発生した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

3 受注者は、本作業に際し、第三者の知的財産権等を実施、使用する場合、その実施、使用に対する一切の責任を負担するものとする。

第 9 機密保持

1 受注者は、本作業により知り得た情報については、本作業以外の目的では使用しないこと。

2 受注者は、本作業の全期間及び期間終了後にわたり、次の各事項を第三者（第三者とは、一般的にいう第三者はもとより、受注者組織内で作業を行う場合の本作業に係る体制以外の受注者の社員等も含む。）に漏えいしないこと。

(1) 本作業中に知り得た業務上の秘密に関する事項

(2) 発注者が提供した業務上の情報で部外秘を要するもの及び本作業中に知り得た裁判所のシステムの機能、構造、設置場所その他裁判所のシステムのセキュリティ

管理上危機を招来するおそれがある一切の事項

3. 受注者の故意又は過失によって、2の(1)又は(2)の事項が外部に漏えいする等の事故が発生し又はそのおそれが生じた場合には、受注者は、直ちに事故等の内容を詳細かつ具体的に発注者に報告すること。
4. 発注者が提供する資料は、原則として貸出しの方法によるものとし、受注者は、当該資料を本作業以外の目的に使用してはならず、発注者の監督職員から返還依頼を受けたとき又は本作業期間の終了時に全て返却すること。また、当該資料の複写及び第三者への提供はしないこと。
5. 受注者は、発注者が提供した情報を第三者に開示する必要がある場合は、事前に協議の上、発注者の承諾を得ること。
6. 受注者は、本作業終了後、データ消去ソフトウェア若しくはデータ消去装置の利用、物理的な破壊又は磁気的な破壊等の方法を用いて、業務用に保持している全ての情報（裁判所内で保管しているものを除く。）について速やかに復元が困難な状態にし、その旨の報告書を提出すること。

第1.0 情報セキュリティに関する事項

1. 受注者は、本作業に当たっては、発注者の定める情報セキュリティポリシーに準拠すること。
2. 受注者は、情報漏えい等の防止措置や不正プログラム等へのセキュリティ対策を講じ、本作業におけるセキュリティが確保できる態勢を構築すること。
3. 受注者は、提出物の記録媒体に対し、最新のパターンファイルによるウイルスチェックを施すこと。

4. セキュリティ監査の受検等

- (1) 受注者は、第3の2の(1)のアからウ及び(2)の仕様が満たされているかについて、次のいずれかの方法により確認すること。

ア 1年に1回以上、定期的に、発注者による監査を受検する。

上記監査において、発注者から資料等の提出や、発注者または発注者から委託を受けた者による聞き取りまたは立ち入り調査等が求められた場合には、これに協力すること。

イ 1年に1回以上、定期的に、第三者による監査を受検し、その結果を発注者に書面で報告する。

上記監査及び報告の方法等については、発注者の指示する方法等に従うものとする。

- (2) 受注者は、(1)のセキュリティ監査の結果、第3の2の(1)のアからウ及び(2)の仕様が満たされないと判断された場合、発注者と協議し、発注者の承認を得た上で、仕様を満たすため必要な措置を講ずること。

第1.1 契約不適合責任

1. 発注者は、業務の完了後、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合、受注者に対し、受注者の費用で取替え、補修、不足分の引渡しその他の措置（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

- 2 契約不適合がある場合、発注者は、相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、その契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、民法563条2項各号に該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。
- 3 前二項の規定は、民法第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。
- 4 契約不適合のうち種類又は品質についての前三項の権利は、業務の完了後1年以内にその旨を受注者に通知しないときは行使することができない。
- 5 1の作業により関連する提出物等に変更の必要が発生した場合は、受注者は、受注者の負担と責任において、遅滞なく改訂版を納入等すること。

第12 受注者の条件

1 要員確保

受注者は、本作業の履行が確実に行われるよう、契約の全期間にわたって、必要となるスキル及び経験を有した受注者側の要員を確保すること。

なお、発注者と直接対応する者及びドキュメントを含めた成果物等の最終確認をする者については、発注者の担当者との間において、十分かつ円滑なコミュニケーションや意思の疎通を行うことができる能力及び文書作成能力を有する要員を確保すること。

おって、本作業実施中において、発注者が受注者の技術力、知識、体制に加え、要員について、上記のコミュニケーション能力、文書作成能力等が不十分であると判断した場合には、受注者は発注者と協議の上、受注者側の負担と責任で要員の変更等の必要な対応をすること。

2 調達制限

受注者は、現に又は過去2年間に裁判所のC.I.O補佐官業務を受託していないこと。

第13 その他

- 1 本システムの稼働に関し、既存のシステム、ネットワーク、利用端末等の設定等の情報提供が必要となった場合には、発注者に申し出ること。また、発注者から、本システムに関する情報提供の要請があった場合は、その求めに応じるものとする。
- 2 本システムの提供データの更新に際しては、既存のシステム、ネットワーク、利用端末等の機器に障害を及ぼさないこと。
- 3 本システムが利用できなくなったときは、その原因を特定するための必要な調査を行うこと。
- 4 本システム及び本システムの提供データの更新作業に起因する事由により、本システムが利用できなくなるなど、既存のシステム、ネットワーク、利用端末等に障害が発生した場合は、本システムの再インストールを含め、責任をもって24時間以内の復旧を目標に、障害解消のための措置を講じること。
- 5 本仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者との双方の協議により決定するものとする。

(別紙)

1 基本仕様

次の(1)から(7)までを含む7誌以上の法律雑誌等について、後記2のシステム機能要件を満たす検索システムを提供すること。

また、括弧内の収録範囲以降に刊行されたものについては、受注者が提供可能となり次第、直ちにデータベースに追加し、利用できる状態にすること。

- (1) 最高裁判所判例解説(創刊号～平成27年度分までの全解説を収録していること)
- (2) 判例タイムズ(創刊号～1456号までの全記事を収録していること)
- (3) ジュリスト(創刊号～1513号までの全記事を収録していること)
- (4) 法学教室(創刊号～438号まで)
- (5) 金融法務事情(創刊号～2108号まで)
- (6) 労働判例(創刊号～1192号まで)
- (7) 金融・商事判例(創刊号～1560号まで)

2 システム機能要件

(1) 検索機能

本システムに収録されている法律雑誌等について、次の検索ができること。

- ① フリーワードによるAND/OR検索ができること。
- ② 判例、論文及び解説の全文に含まれる語句から検索ができること。
- ③ 著者名及び号・頁を指定した検索ができること。
- ④ 法律雑誌等間の横断検索ができること。

(2) 表示機能

① 一覧表示機能

ア 判例、論文及び解説の検索結果を一覧表示できること。

イ 検索結果について、判例については判決年月日の直近のものから、論文及び解説については掲載誌の発行年月日の直近のものから表示すること。

② 詳細表示機能

検索した判例、論文及び解説を紙面のとおり表示できること。

(3) リンク機能

論文及び解説中で引用されている判例をテキストデータ等で表示できること。

(4) 印刷機能

表示されている判例、論文及び解説の全文を印刷できること。

